

カーボンフットプリント制度試行事業口 意見公募結果報告書

報告日	2011年10月19日				
意見公募実施期間	2011年8月8日 ~ 2011年8月12日				
PCR原案受付番号	PDE-101				
製品の属する分類	使用済みプラスチックの再生樹脂				
計画実施事業者等					
意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
1	表題 英訳		「Consumed plastics」とはいわないのではないか。 「used plastic」、「End-of-life plastic」等ではないか。 「中間財」を「Material」とするのも意味が通じないのではないか。		原案の表題を”再生プラスチック(中間財)とし、英訳は”Recycled Plastics (Intermediate Goods)”と変更しました。
2	1 4	適用範囲 用語および定義	「再商品化」と「再生」「再生処理」は同じ意味の語として使用しているのか。 同義とするなら、どちらかに統一すべきである。	混在していると分かりにくい。	再生で統一しました。
3	2-1	製品の属する分類説明	「再商品化」と「再生」		該当部分は削除いたしました。
4	2-1【素材の構成】	製品の属する分類説明	素材には「複合・積層」や「着色」もあるとしているが、これらは「(得られた)再生樹脂」の組成を説明しているのか、「原材料」の組成を説明しているのか分からない。	「再商品化」の組成には「異種のプラスチックの混合品」もあり得るということなのか。 「一定素材への・・・」と、どう整合するのか。	「製品の属する分類の説明」を”再生プラスチックは、主に使用済みプラスチックを原料とし、単一または複数の素材が含まれて再生されたプラスチック材料を対象とする。”と変更しました。
5	2-2 5-2	対象とする構成要素 ライフサイクル段階	「使用済みプラスチック輸送の原材料調達ステップ」～分けて構成する。」とあるが、2-2に書くべき規定ではない、そもそも5-2以降で規定している。		2-2より削除しました。
6	2-2	対象とする構成要素	冒頭文で、「梱包資材」「輸送資材」および「副資材」を区別して規定しながら、②b)では、「使用副資材」と括って規定しており、矛盾する。  ①、②は7項以降で規定すべき内容である。		副資材につきましては「添加副資材」「消耗副資材」を定義し製品梱包資材・輸送資材・排水副資材と区分し明確に分けました。  2-2より削除しました。
7	2-2	対象とする構成要素	対象とする構成要素に、副資材(コンパウンディング用添加剤、顔料、洗浄剤、排水処理材等)をあげているが、これは製造において投入するもので、構成要素ではない。	本体、梱包資材、輸送資材でよいと思う。	「再生プラスチック(以下製品という)、梱包資材と輸送資材で構成する」と変更しました。
8	3	引用規格およびPCR	「容器包装のPCR」を引用し、以降の項で、これらのPCRの”どの部分”を”どのように”使用するのかを規定すべきである。	容器包装を使用せずに「再商品化製品利用事業者」に供給することはあり得ない。	プラスチック容器包装のPCRを引用しました。同PCRの(7-6)その他で[引用PCRに従った一次データ収集方法に関する規定]を追加し”輸送資材”及び”梱包資材”の製造に係る単位当たりライフサイクルGHG排出量を一次データとして収集する場合は、プラスチック容器包装PCR(PA-BC)に従う。”としました。
9	3	各種容器包装のPCRを引用すべきである。	梱包材等も容器包装であるため、引用して頂きたい。		プラスチック容器包装のPCRを引用しました。
10	4	用語および定義	用語および定義に本PCRの内容として必要のない項目がある。	例えば、④マテリアルリサイクル、⑤メカニカルリサイクル、⑥ケミカルリサイクル、⑦サーマルリサイクル、⑩オープンリサイクル、⑫クローズドリサイクルは不要だと思う。	削除しました。
12	4④ 7-1①	用語および定義 データ収集範囲に含まれるプロセス	「工程」→「プロセス」	他と整合していない。	プロセスに統一しました。
5	4	用語および定義	前段で「使用済みプラスチック」と言う用語について定義されているが、その後「使用済みプラスチック製造プロセス」との表現が有る。一般的に解りやすい用語にしてはいいかがか。  「再商品化」との表現は、中間処理リサイクル製造工程の様な表現にしてはいいかがか。	一般的な印象として「使用済みプラスチック」と言う廃棄物そのものの印象が強いと思われる。 現在の表現では廃掃法上の収集運搬、中間処理をイメージしている。  再商品化の様な表現は、容り法上の専門的な表現で一般的な再生ではなじみにくい表現だと思う。	定義でリサイクルの準備プロセスの完了したプラスチックとし、「使用済みプラスチックの再生プロセス」と変更しました。  表題を「再生プラスチック」とし、定義で「再生」を明確にしていますので判ると思います。
13	5-1	算定の単位	算定単位は販売単位または年間生産量の方がよい。	表示単位は単位重量あたりでよいが、算定の時から単位重量あたりにするのは適切ではない。	販売単位や年間生産量とするとkgやトン単位が混在することになるので1kgに統一します。
14	5-2	ライフサイクル段階	「下記の」→「次の」		訂正しました。
15	6-4	データの収集期間	「～金額等」の「」は不要		訂正しました。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
16	7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<原料調達ステップ>の中で「トラック等陸上輸送の場合、使用済みプラスチックの・・・海上輸送の場合、船舶輸送を含む」とあるが、これは7-4項に記載すべき。	7-1項は対象プロセスを明確にするだけでよく、具体的な算定方法は7-4項に記載するのがよいと思う。	7-1項より削除し、一般化した内容にて附属書Bに記載しました。
17	7-2	データ収集項目	<原料調達ステップ> ①の中で「輸送資材の使用量(再利用分は含まない)」としているが、当然再利用分も含めなければならない。	再利用については1回使用分の負荷として計上しなければなりません。ただし、使用回数が非常に多く、試算の結果、1回当たりのGHG排出量が微少であれば、カット対象とすればよいことです。再利用品を全て対象外と決めつけるのは無理がある。	「(再利用分は含まない)」を削除しました。
18	7-2	データ収集項目	<製造ステップ> ①の「製造プロセスに投入量」は「製造プロセスへの投入量」である。 また、「製造副資材(洗浄材や苛性ソーダ)の購入量」は「・・・の投入量」である(②④にも同様な記述有り)。	購入量ではなく、投入量を計上しなければいけません。もし、投入量が明確に管理されておらず、購入量にして欲しいという意図であるならば、CFP検証時に「購入量=投入量と見なせます」と説明する等で対処すればよいことです。PCRの中で購入量と定義すると、投入量で計上してはいけなくということになる。	投入量に統一しました。
19	7-2	データ収集項目	「オープンリサイクル品」と記述があるが、「廃棄物の内リサイクルされるもの」ではないか。 また、リサイクルの準備段階までと明記すべき。	オープンリサイクルとは、プラスチック製品が廃棄されるときに、使用することであって、そもそも、このPCRでは原材料として使用済みプラを収集して、その中の異物(廃棄物)を焼却・埋立処分せずに、リサイクルする訳なので、オープンリサイクルという表現はしないほうがよいと思う。思いは分かるが、PCRとしては不適だと思う。他の項にもいくつか記載してあるので、修正願う。	PCRでの「オープンリサイクル」との記述をやめ、廃棄物適正処理プロセスでの「リサイクル品」と「廃棄物」との記述に変更しました。
20	7-6	その他	【製造ステップのユーティリティの扱い】で「・・・使用量合計として算定する」とあるが、「算定してもよい」と記載すべき。		訂正しました。
21	7-1~7-6 附属書A 附属書C 附属書D	データ収集範囲に含まれるプロセス データ収集項目 一次データ収集項目 一次データの収集方法および収集条件 シナリオ その他	「副資材」「製造副資材」「製品副資材」「水処理副資材」「梱包副資材」「排水処理副資材」等が混在して使用され、「( )内の例示」も混同されている全体を「再整理」「再定義」して、表記を統一すべきである。	(2-2)との整合も必須	「添加副資材」「消耗副資材」を定義し、整理・修正しました。
22	7-4 附属書D 附属書E	一次データの収集方法および収集条件	この項に記載の内容はエビデンスとしての例を記載しているだけなので、不要である。	ここに書いてある内容は、実際算定する人に対して分かりやすく記載したいという主旨だと思うが、PCRの中で細かいエビデンスを特定してしまう訳にもいかないので、是非、業界団体で解説書を発行されるのがよいと思う。	附属書C・D・E・Fは全て削除しました。各業界団体と調整の上、CFP算定の為の解説書のようなものを作成して行きたいと思います。
23	13-3 附属書A	追加情報の表示	追加表示内容は検証パネルでの判断が必要なので、その旨を記載すフロー図の中の「使用済みプラスチックの調達プロセス」の内容が判りにくいため、収集運搬、中間処理の部分を明確にしてシステム境界の外に明記してはどうか。	PCRでは廃掃法上の収集運搬、中間処理などは、始めの製品の負荷になるはず。 前述の意見も踏まえ、フロー図の中の「使用済みプラスチックの調達プロセス」の表現だけでは判りにくく、収集運搬、中間処理の部分を明確しておく方が解りやすい。	他のPCRと同じような記載に訂正しました。 使用済みプラスチックを定義で「リサイクルの準備プロセスの完了したプラスチック」としていますので明確だと考えます。
24	附属書A		「システム境界の」左側の口枠は不要ではないか。  「オープンリサイクル品の輸送」プロセスはシステム境界外である。 「(原案でいう)適性処理水の排水」プロセスはシステム境界内である。 図と本文で、語句が不整合または意味不明のところがある。 「輸送副資材荷降ろし後使用済みプラスチック積み込み」とは「排出拠点(集積所・中間処理場)」を指すのか。		システム境界はリサイクルの準備プロセスの完了した使用済みプラスチックの収集から再商品化までのバウンダリーで作成したPCRなので「システム境界の左側の口枠」が必要だと思います。
25	附属書C		「下図」→「次図」 図が非常に分かりにくい(特に2番目) 対象になる輸送か否かをはっきり表すべき。		訂正しました。 訂正しました。 附属書C・D・E・Fは全て削除しました。
26	附属書D D2 附属書D D.1.1 電気		副資材の整理が誤り。 合計の使用量を用いてもよい、とあるが、使用された電気について製造量(重量)で按分することは可能か。	ペレット、フレークなど複数の中間財を同一の施設で製造しているため。	訂正しました。 配分可能です。表現を明確にしました。
27	附属書D D.1.3 燃料		メーターや請求書等から使用量や燃料の種類を把握する、とあるが燃料の使用量について、製造量按分(重量)することは可能か。	ペレット、フレークなど複数の中間財を同一のリフトで運んでいるため。	配分可能です。表現を明確にしました。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
30	附属書D D.2.2 梱包副資材		購入量を請求書等で把握する、とあるが、製造量から算出した梱包副資材の使用量で把握することは可能か。	ペレット、フレークなど複数の中間財を同一の梱包財で運んでいるため。	配分可能です。表現を明確にしました。
31	附属書D 附属書E		そもそも、これらの附属書は不要ではないか。重要な規定は、本文中に記載すべきである。		附属書C・D・E・Fは全て削除しました。
32	附属書F		算定単位が重量あたりなので、この補正式は不要である。	使用済みプラの収集量と実際に投入した量が異なる場合(大きな乖離)を、心配して補正式を記載したのだと推察されますが、輸送量も投入量も重量あたりの算定になりますので、PCRに記載しなくても問題ないと思う。	附属書Fは削除しました。
33	附属書F		「参考」ではなく「規定」の内容である。必要なら本文中に記載すべきである。		附属書Fは削除しました。

※1 いただいた御意見のうち、本PCRに關係するもの以外については掲載しておりません。

※2 「考え方」については、報告日におけるものです。(PCRについては、その後のPCR認定委員会の審査を踏まえ、さらなる修正がなされることがありますので、あらかじめご了承ください。)

以上